

令和2年2月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和2年2月10日 午後3時40分
第一委員会室
- 2 閉会日時 令和2年2月10日 午後5時49分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2) 欠席者

4 議事に参与した者

係長	瀧本 佳規
係	小嶋 勉
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第5条（知事）
- 議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
- 議案第3号 非農地判断
- 議案第4号 古賀市農業振興地域整備計画の策定について
- 報告第1号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時40分開会

○係長（XXXXXXXXXX君） それでは、皆さん、お疲れさまでございます。きょうは、午後1時から
の人権研修にあわせまして現地確認していただき、本当にお疲れさまでございました。

それでは、ただいまより令和2年2月期の古賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
す。

まず、その前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は20名であり、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本定例会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議事進行を務めていただきますことから、以降、議事進行については、会長のほうにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日、局長のほうが体調不良のため、総会のほうを欠席となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） こんにちは。先般農業委員会研修会に参加してもらいまして本当にありがとうございます。それから、きょうは寒い中、現地視察ということで大変御苦労さまでございます。農業のほうも寒い中、大変と思いますけど、体に十分気をつけてもらって農業に励んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、ただいまから令和2年第2回農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（ 君） それでは、本日の議事録署名人は、長崎委員と原委員さんでお願いいたします。

○議長（ 君） では、議題に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号、農地法第5条についての申請番号2—16について、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法5条の許可申請、申請番号2—16について説明いたします。

申請人・申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請を売買で行い、貸流通施設の建設を行うため、転用をするという内容でございます。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。

申請地は、古賀サービスエリア下りの西側に位置する丸囲み内の斜線部の6筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、東側については九州自動車道による分断、南北西側については他地目の分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。3ページ目をお願いいたします。

こちらは現況平面図となっておりますが、敷地の中心付近に点線で示しております水路の跡地がございます。こちらにつきましては用途廃止、下流側が建物の建設により用途が廃止されており、今回の部分についても、既に使用されていないことから用途廃止を行い、譲受人が払い下げを行う予定となっております。

次に、4ページ目をお願いいたします。

こちらが計画平面図となっており、乗入口は西側の県道町川原赤間線から2カ所設けることとしております。こちらは、流通系の企業向けに施設を賃貸することとしていますことから、北側に大型トラック10t車を5台程度駐車できるバラス敷きの駐車場をつくることとしております。南側については、アスファルト舗装を行い、中型車と社員用駐車場、事務所兼倉庫を建設する計画となっております。

敷地の周囲につきましては、土どめ用のコンクリートブロックと、雨水の流出を防ぐためU型側溝を敷設することとしています。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、周囲にU型側溝を施工することとしておりますが、敷地全体として西側の県道向きに水勾配を設けることとしており、県道沿いの左下に位置する油水分離槽を設置し、こちらを経て、県道の町川原赤間線の側溝に排水することとしております。

事務所から発生する汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理を行った上で、県道側溝へ排出することとしております。

次に、盛土・切土についてですが、資料の5ページ目をお願いいたします。

断面図に示されておるとおり、西側の県道町川原赤間線方面に向けて最大90cmの切土、東側の市道側で20cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元農区からは12月8日付で、油流出防止を行うことを条件に水利承諾書が提出されており、あわせて区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

今、事務局の説明終わりました。何かありましたら。

○委員（15番 君） 地元でございます。12月8日に開発委員会を開きまして、先ほど言われましたように、油の流出がないようにという条件をつけまして、開発委員会では許可を行っております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何か。ないですかね。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号農地法第5条の申請番号1号について、2-16に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手19/19名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、申請番号2-147から2-159まで、事務局、続けてお願いいたしたいと思っております。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

新規で6件、更新が7件の利用権設定の申し出がっており、新規6件のうち、1件は中間管理事業の内容となっております。

また、今回の申し出の中で、 委員が関係者になりますことから、ただいまから一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、新規申し出について御説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号2-147、所在、筵内湯ノ裏、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が5筆、合計面積、8,723m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年2月12日から令和3年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2-148、所在、筵内小松原、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、筵内森ノ前、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が3筆、合計面積、2,480.91m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年2月12日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

申請番号2-149、所在、筵内笹原、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が7筆、筵内前田、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が5筆、合計面積、1万2,960m²、貸付人、借

受人については記載のとおりです。令和2年2月12日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

申請番号2-150、所在、久保大坪、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が3筆、合計面積、2,455m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年2月12日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2-151、所在、薦野上原、登記簿地目、現況地目、ともに畑の筆が1筆、面積、1,127m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年2月12日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、9ページの申請番号2-152から13ページの申請番号2-158まで更新のため、説明は割愛させていただきます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

申請番号2-159、所在、川原原、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が4筆、川原鷹ノ熊、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が1筆、合計面積、5,201m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年5月1日から令和12年4月末までの貸し借りとなっております。こちらは中間管理事業の案件となっております。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規で受理しております。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

では、事務局説明終わりました。何かありましたら。何かないですかね。利用権ですので、特別問題ないと思いますので、議案第2号について賛成されます方は、農業委員の方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手19/19名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号非農地判断について、申請番号2-1から、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号について説明させていただきます。15ページ、ごらんください。

次の土地は、調査結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地判断について審議を求められておりますが、今回の審議につきましては、本年度行っていただいた農地パトロールにおいて、B区分、山林原野化し、耕作が困難であると判断

された農地につきまして、農業委員会の今回の場において、最終的に非農地として判断していただくこととなります。

それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。件数が多いため、1筆ごとの朗読、説明は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○係（ 君） ありがとうございます。それでは、全体の説明をさせていただきます。

今回の議案上程とさせていただいているのは、所有者28名、筆数が59筆、面積が4万7,118.09m²となっております。うち地目の内訳は、田が9筆で、面積が8,379m²、畑が50筆で、面積3万8,739.09m²になります。全体の59筆のうち、農振農用地が35筆、面積が2万8,512.09m²、農振農用地外の残りの筆数が24筆で、面積が1万8,600m²となります。

議案の内容については以上となりますが、あわせて今後の流れの説明もさせていただきます。

今回の農業委員会において、非農地であると判断された土地につきましては、農業委員会後に、農業委員会会長名にて、所有者に対し非農地決定通知を送付します。所有者はこれを持って法務局に行ってください、それぞれで地目の変更を行っていただくものとなり、今後、農地法の縛り等がなくなるということになります。

非農地決定についての説明は以上になります。

なお、後ほどの全員協議会において、A区分及びその他の詳細について説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明終わりましたけど、どうですか。1筆ごとしますか。それか、もう全部まとめてしますか、説明を。非農地判断ですから、ある程度かなり数はあると思いますんで。どうぞ。

○委員（15番 君） うち、各地区の委員さんが判断されてのことですから全体を通していただいたらと思いますけど。

○議長（ 君） わかりました。ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（8番 君） 非農地証明というのは、こちらから非農地になりましたという証明書を渡すわけですね。個人が、本人が非農地証明をくださいというんで、普通証明書というのは、個人が市役所に行って、証明書くださいというのが筋だと思いますけど。農業委員会の方、非農地になりました、証明しましたというのは、ちょっと今までこのやり方でやっていたんですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 平成29年度と平成30年度に非農地決定通知を発出しております。その

中で、まず農区の意見を聞きまして、その結果、支障なしと判断した分について、所有者に意向を聞いております。その所有者の意向については、今後、農地について、農地として利用していくか、農地以外のものとして扱っていくかということの回答をいただいております。その中で、農地以外のものにするというものについて、今回議案上程させていただいている次第であります。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 補足説明させていただきたいと思います。

今、 委員言われたのは、非農地証明、通常出てくる、例えば、個人さんが建物等を農地の上に建ててしまっているとか、ここは20年以上経過しているので、非農地証明を出してほしいということで上げられている部分とのあわせての御質問だと思うんですけども、今回の場合は非農地決定通知になります。非農地証明は、委員言われたように、個人が既に農地として利用できていないというところで、農業委員会に判断を仰ぐ、申請をしていただくというものになりました。今回の非農地決定通知につきましては、先ほど事務局が申しましたように、農地パトロールにおいて、山林原野化した、もう既に農地ではないと判断された農地については、農業委員会のほうで決定して、所有者のほうに決定通知を送るというような形になっておりますので、通常の個人で上がってくる非農地証明とは、ちょっと若干形が違うのかなというふうに思っております。

以上であります。

○委員（8番 君） これを発行することによって、非農地になったから、何か別の利用をしようという思惑が出てくる可能性がありますよね。例えば、農地を思うように使える、今まで農地だったから使えなかったけど、非農地になると、例えば、産廃が捨てられたりとか、いろんなことが今から考えられると思いますけど、それはそれでいいんですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） この件につきましては、前期の農業委員会のときからいろいろ、その前からずっと考えていただいていた内容になるかと思います。それについて、古賀市の農業委員会だけの判断でなかなか難しいというところも含めまして、先ほど言いました、事務局が申し上げましたように、土地があります農区であったり、土地の所有者の意見伺いながら、そこを農地以外とすることで支障がないかということ踏まえまして、意見を伺って今回上げさせていただいている案件が、この29件になるかと思います。

以上であります。

○委員（8番 君） いや、本人が非農地してくださいという、そうじゃなくて、こちらからお宅のは非農地になりましたというのは、わざわざ証明、伝える必要ないんじゃないかなと思いますけどね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君）　こちらにつきましては、ごもっともな意見かと思えますけども、国のほうは、既にやはり荒廃した農地については、各市町村の農業委員会で判断した上で、もう農地として利用できないと判断するのであれば、非農地としていいと、逆にしなさいという形で通達が来ておりますことから、古賀市農業委員会においても非農地決定通知というような形で、このようなやり方をさせていただいているというところでございます。

以上であります。

○委員（8番 君）　ありがとうございます。結構です。

○議長（ 君）　ほかに何かないですかね。

この中にちょっと農振農用地、何ぼあると言ったかな。

○係（ 君）　農振農用地の筆が35筆で、面積が2万8,512m²となっています。

○議長（ 君）　この農振農用地のほうに2万8,000m²は大きいな。はい、そうですかというのは厳しいと思うんですけども。ただ、今、新規就農者に対しての農地の貸し出しがあっていると思えますけど、そういう面の農地で利用して、再生事業はできるんですかね、市のほうとして、予算化して。事務局。

○係長（ 君）　会長がおっしゃるように、農振農用地は、農地の中でもいちばん重要な、重要なといいますか、農地としてしっかり守っていこうというようなところで位置づけられている農地でありますので、こちらを守っていくという考えは非常に大切なことだなというふうに思っております。

しかし、今回、各区域委員さんを初め、各校区グループごとに農地パトロールを行っていただいておりますけれども、実際農地として再開するのが困難であるというふうな土地につきまして、このような形で非農地決定通知の判断ということで出させていただいておりますので、この点につきましては、今ありました新規就農者、また農業をさらに広げたいというような方につきまして土地を貸してはどうかということもございまして、やはり立地条件、そこまで行くまでの通作距離であったり、周りの状況であったりというようなところで既に困難であることから、非農地決定の判断に至るような状況にもなっておりますので、今回はこのような形で議案審議に上げさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君）　ほかに何かないですかね。ありますか。――それでは、ないようですので、採決とらせてもらってようございましてでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君）　では、日程3、議案第3号非農地判断、申請番号2―1から28までに對して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手19／19名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程4、議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の策定について、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の策定について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、古賀市農業振興地域整備計画について、古賀市農業委員会に意見を聞く。

（1）別紙、古賀市農業振興地域整備計画（案）、こちらのほうをごらんください。

古賀市農業振興地域整備計画の概略になりますが、古賀市では、昭和49年度から古賀市農業振興地域整備計画を策定しております。以後、「計画」と言わせていただきます。この計画は、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画方針の変更や農業振興地域の区域等の変更が生じ、基礎調査結果において必要と判断した場合、見直しをするように法律で定められています。

別紙1の古賀市農業振興地域整備計画書（案）について、ポイントだけ説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

第1の農用地利用計画については、地域の位置や概況、土地利用の方法並びに農用地、農業用施設用地の確保について記載しています。下の表の土地利用の現況及び目標については、上段が、平成30年度調査における数字になります。下段が、今後の農用地や農業施設用地等の用途間の移動目標を記載しております。

続きまして、2ページ目をごらんください。

イの（ア）の農用地区域の設定方針については、農用地区域を設定するに当たって、その基本的な考え方や範囲について記載するとなっております。古賀市においては、現況農用地601haのうち、農地411.6haについて農用地区域として設定します。

ウの（オ）の農用地の施設用地については、全体で7.8haの農業施設を農用地区域として設定しております。

3ページ目をごらんください。

（エ）の現況森林や原野等の農用地については、全体で28.4haを農用地区域として設定していきます。

4ページ目をごらんください。

（2）農用地の土地利用の方向ですが、国が示す食料・農業・農村基本計画に基づき、古賀市も方針を記載しております。

5ページ目をごらんください。

農用地等についても、利用の状況及び農業生産の目標等を各校区ごとに記載しております。古賀市においては、農地が411.6ha、採草放牧地及び放牧民地は0ha、農業用施設は7.8ha、森林原野等が28.5ha、合計で447.8haとなります。

第2の農業生産基盤の整備開発計画。

1の農業生産基盤の整備及び開発の方法。

農用地区域に含まれる既存農用地における農業生産基盤の状況や、今後の方向になります。

2の土地基盤整備開発計画については、後ろに付図2号がついております。こちらをごらんください。

付図2号の右上の赤の括弧内の斜線部が、位置図になります。

新規事業として、薦野清滝にて、事業面積が約17haの計画があります。

お戻りください。9ページをごらんください。

農用地等の保全計画についてになります。地域内における今後進めるべく既存農用地の保全の方向について記載をしております。

2、農用地保全整備計画として、新砥石ヶ浦のため池等整備事業を、面積として2.8haにおいて計画がっております。

後ろの付図3号をごらんください。

これにつきましては、①と書かれた水色の部分、こちらが位置図になります。

11ページ、ごらんください。

農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用の促進計画についてになります。農業経営基盤強化促進法構想との整合性を図りながら、効率かつ安定的な農業経営の規模及び、その育成方向について記載をしております。

表については、古賀市農業経営改善計画認定者名簿及び農業次世代人材投資事業対象者の経営改善計画のほうから出典をしております。

12ページ、13ページをごらんください。

12ページ、13ページについては、先ほどの農業経営の規模の拡大及び農用地等の本質的な部分の実現するための方策になります。

14ページ、ごらんください。

第5、農業近代化施設の整備計画についてになります。地域の主要作物ごとに、目標とする農業生産技術体系や、及び農業生産組織の考え方並びに生産から流通、加工に至る一体的な施設整備の構想になります。こちらについては、該当がございません。

15ページ、ごらんください。

第6の農業を担うべき者の育成、学校施設の整備計画についてになります。新規就農者及びそ

の確保のための農業体験施設や就農支援施設等の整備状況について記載します。こちらの施設についても該当がございません。

17ページ、ごらんください。

第7、農業従事者の安定的な就業の促進計画になります。農業従事者の就業実態を踏まえて、就業改善や目標を記載することになっております。

18ページから19ページについては、平成30年度に実施した基礎調査でございましたアンケートですね。農業従事者の他産業の就業のアンケート結果になります。

20ページをごらんください。

2の農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策になります。

21ページ、ごらんください。

第8、生活環境施設の整備計画になります。こちらについては、地域内における生活環境の改善を図るための整備の目標を記載していきます。内容は、後ほどお読みください。

あと、括弧書きの農業集落排水事業1期と2期については、付図6号をごらんください。こちらにおいては、今後の集落排水事業ですね。こちらの期1と2については、受益地となります。

以上が、計画案の変更内容になります。

それでは、農業振興地区内の農用地の変更内容について説明させていただきます。

変更内容については、農業振興地区内の除外、編入、用途区分の3つの変更になります。

除外地につきましては、本年度、農振整備計画全体の農用地の中で、農振法に基づく法的要件を満たしているもののみとなります。

除外の内容には3つございますが、1つ目が、平成29年度と平成30年度に非農地決定通知を発出した農振農用地の除外。2つ目が、公共事業によるもの。国や県、市が実施した道路や集落排水の事業によるものです。3つ目が、小野南部地区基盤整備事業によるものになっております。

除外については、全筆で390筆になります。概要については、非農地が331筆、面積が31万7,102.06m²、公共事業が59筆、面積が1万224.84m²、小野南部が8筆で1,458.33m²になります。

次に、編入について説明させていただきます。

市が現地調査を行った結果、10ha以上の広がりのある農地や、土地改良事業を実施した区域等の今後守っていくべき優良農地であると考え、意向調査を実施した結果、同意すると回答があり、確認がとれた農地については、編入の予定にしております。これにつきましては、農振法に意向調査等の結果を踏まえることと記載されていることから、同意しないとの回答がありました農地及び回答がない農地、また同意の得られなかったものについては、編入の対象とはしていま

せん。

編入の内訳としましては、意向調査のほかに、市民農園とJAの合筆によるものが編入となります。意向調査においては、筆数が23筆で1万6,930m²、市民農園が3筆で2,602m²、JAの合筆によるものが3筆で517m²となります。

次に、用途区分の変更について説明させていただきます。

用途区分の変更については、農用地にハウスや農業用倉庫などの農業用施設のように使用される土地については、本来軽微な変更として計画変更しなければなりません。平成29年度に青柳地区において新規市民農園として位置づけるときに、以前からある市民農園3園について用途区分の変更手続がなされていなかったことから、今回の全体見直しで用途区分の変更を行うこととしております。また、小野南部地区基盤整備事業における農業用施設用地については、平成29年度の用途区分の変更の際に、県との協議で全体見直しの協議結果であります。また、筵内地区の農業施設建築（発言する者あり）、県との協議の結果、あわせて今回の見直しの用途区分の変更を行うこととしております。

○委員（4番 [] 君） どれを見れとか、これを見れとか、何かないのかね。全然わからん。いや、何かその図を見れとかさ。

○係（ [] 君） ちょっと1筆ごとには記載はしておりませんが、こちらの紫の線が農業振興地域内です。この黄色については、皆さん御存じのように、農用地区域、区内です。赤で示されているのは農業用施設。この中の今回除外、編入、用途区分の変更の差の上限になっています。今申し上げたのが、除外の件。この中の除外と、あと編入ですね。あと用途区分の変更になります。

あと、こちら都市計画図になりますが、こちらが前の都市計画図で、こちらが新しくなった都市計画図になりますが、農業振興地域の部分、この部分に当たりますが、この部分が市街化区域という部分で編入をされております。この部分ですね。前がこの部分で、今回がここにつられて市街化区域のほうに編入されております。こちらが大体11.5haになります。今後ここについては、この部分、市街化区域になりますので、農業振興地域をこのように書きかえたいと思っております。おおよそ面積は11.5haで、その中に農地は含みません。

説明は以上になります。御審議ください。

○委員（4番 [] 君） 何か見ながらやる。差しながらやる。

いや、だから、いいですか。

○議長（ [] 君） どうぞ。

○委員（4番 [] 君） 編入、それから除外、今御説明がありましたけど、結局、その差の色分けとかはできていないわけ。今あらわした黄色は、現状での……。

- 係（██████君） これは前のやつ。
- 委員（4番 ██████君） 前のやつ。
- 係（██████君） はい。後ろのほうに、付図1号が載っていますが、ちょっと見づらいと思うんですけど。
- 委員（4番 ██████君） どれ。1号。
- 係（██████君） 1号です。これが一応新しく変わる区域です。
- 委員（4番 ██████君） これが新しくなる。
- 係（██████君） はい。新しくなりますが、ちょっと細かな点ですね。場所的に。（発言する者あり）非農地決定通知には、非農地決定通知については、もう森林原野化したところなので、いろんな校区にまたがってきますが、大体331でございます。それと、公共事業の道だとか、いろんなものがありますので、内訳大体申し上げますと、集落排水で載っていたのが、さっきの付図の……。
- 委員（4番 ██████君） いや、そういうのはわかるんやけど、結局、現況の農用地が編入と除外とどげん動くっちゃうかというのがわからんもんやから、それを聞きたいの。それが図示できんのやろかと。それにする必要ないんやけど、計画。ただ、説明のときの資料ぐらいには、もう何かこういう色分けぐらいはして説明してほしいなと。
- 係（██████君） 今ちょっと、最新であるのが、ちょっと付図1号でしかないんで、大きいのが……。
- 委員（4番 ██████君） 計画やろ。
- 係（██████君） 計画。
- 委員（4番 ██████君） だから、単純に言えば、あれとこれに向かい合わせりゃ、結局、重ね合わせれば、編入と、除外された部分はわかると思うんで、そういうものはないとね。
- 係（██████君） それは付図にないですね。この部分でしかない。
- 委員（4番 ██████君） 何か対比なり、わかるような図はほしいよねと。
- 議長（██████君） 今回の非農地証出したのと除外のものない。こっちにも入っていないやろう。
- 係（██████君） いや、こっちに入っています。付図1号に。
- 議長（██████君） こっちに入っとるの。
- 係（██████君） はい。付図1号には入っています。（発言する者あり）こちらには編入であるとか、そういったものについては入っています。（発言する者あり）ちょっとちっちゃいんで。（発言する者あり）
- 委員（4番 ██████君） そうそう。だから、どの部分が編入されるのか、除外されるのか

とか、まあその概略でもいいんやけど、わかればと思って。まあ1筆ごとになるっちゃろうけんね。実際、図にはなるっちゃろうけど。(発言する者あり)

色分けしてくれると、何か非常にわかりやすいなと思って。

○議長(君) これとこれっちゃ一緒なんやもんやから、変わらん。(発言する者あり)

○副会長(君) 現在分だったら、まだ見やすい。これで5年前のだから。

○議長(君) 5年前ね。

○委員(4番 君) そうだ。5年前。じゃ、大分違うもんね。いや、これ見る限り、大分違う。(発言する者あり)

○議長(君) 事務局。

○係長(君) 事務局の説明等、資料不足ということで、大変御迷惑をおかけしているかと思えます。もしお時間をいただけるようであれば、ちょっとまだわかりにくいかもしれませんが、平成26年のときの、今現在のというか、計画変更前の図面というものがございしますので、そちらを用意させていただくということはいかがでしょうか。

○議長(君) それはもらいましょう。その間、休憩しますけ。

午後4時4分休憩

午後4時40分再開

○議長(君) 再開します。

○係(君) 前年度の土地利用計画図、付図1号と、今回の計画案の付図1号を照らし合わせて見ていただきたいと思えます。ただいま配らせていただいた部分が、平成26年度の土地利用計画図になります。計画書案についているのが、今回の計画の部分になります。今回、除外の部分になりますが、非農地については、おおむね山手のほうですね。薬王寺区であるとか、あと米多比区、あと筵内ですね。青柳が多く非農地決定通知を発出されております。

あと、公共事業になりますが、公共事業につきましては、まず、薬王寺区の小山田から薬王寺に抜ける市道51号線において、この欄の整備事業があるところの小山田から薬王寺におりてくるところの事業のところ、道路で除外となっております。あと、このほかには、薬王寺区の岸添の団地ございしますが、薬王寺区の部分については、集落排水等の事業で除外となっております。また、小竹の才木部分についても、道路で除外となっております。

次、編入のほうに移りたいと思えます。編入につきましては、先ほど付図がございましたが、薦野、清瀧、そのほか筵内地区になります。

また、市民農園につきましては、今ございます新原と薦野、青柳、小竹の4カ所が区域転用と

なります。あとJ A、これについては、青柳町と書かれているところがございしますが、その赤い部分ですね。こちらのほうが合筆をしまして、編入3筆が払い下げをして編入手続を行っております。あと、筵内区については農業施設の用地ということで、用途区分の変更を行っております。

地区については以上になります。

○議長（ 君） ちょっと待って。編入された土地、何ぼ、面積。

○係（ 君） 全部ですか。

○議長（ 君） 今期編入したやつ。

○係（ 君） 編入した部分が、全部で2万49m²になります。全筆が29筆となります。（発言する者あり）

○副会長（ 君） あれ、5年に1回ずつ変えるわけ。

何も使うていきようが。使うじゃろ、基本的には。5年に1回たい。

○係長（ 君） 今、副会長から御質問あった分についてですが、位置図につきましては、付図1号ではありません。全体の位置図としましては、基本的に5年に1度の全体見直しのほうで作成させていただいております。この5年間に個別案件等で除外、編入というものもありますけども、その都度位置図を作成するというのはなかなか難しいことから、5年に一度の見直しの際にまとめて編入、除外について地図の作成をさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君） わかります、みんな。（発言する者あり）

○副会長（ 君） じゃあ、1枚の地図の中に4年で1回でいいということ。編入したとこと、除外したとこと一緒に、一つにしたらわかるようにできないの。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 今回の資料提示に関しましては、今回、議案上程につきましては、市のほうということで、古賀市の農林振興課農政係の係長としてお答えさせていただきたいと思っておりますけども、議案上程に際しまして、書類等の不備、不備といいますか、足りない部分があったことは大変申しわけなく思っております。今言われたように、前回といいますか、これまでの計画と今回の計画の差異がわかるようなものを本当はお出しできればよろしいんですけども、委託ということもございまして、そういう点を含めて仕様に入っておりませんことから、このような形でしかお出しできないということになっております。大変申しわけありません。

○副会長（ 君） 今後のことよね。これはもう間に合わんで、仕方ないかもしれんけども、今後やっぱり審議するとき、せめてわかるように。この地図、小さいと、わかりにくいけどさ。細分化していいと思うよ、説明するとき。何枚かに分けてね。やっぱりわかるように、

そこも全部記載したものをつけたほうがいいのかも。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 大変申しわけございません。この5年に一度の見直しというものは必ずやっていますので、職員については、要は、異動等あって交代もあるかと思えますけども、その点については、引き継ぎ等を確実に行って、皆様に御迷惑おかけしないような資料提供ということで出させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（ 君） いいですか。ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（4番 君） これも図にちょっと絡むことで申しわけないんですけど、例えば、1ページの土地基盤整備開発計画の表の中に、対図番号ってありますよね。対図番号1。これは、この整備計画の様式がそうなるかもしれないけど、例えば、付図1号の対図番号1とかさ。何かそういう、何かこう、1が、あら、付図の2やないかなというふうにちょっと最初思ったもんやから、書き方がこうなっているということですかね。何か非常にわかりづらい。

○議長（ 君） 事務局。

○係（小嶋 勉君） 付図についての下の括弧書きの記載になりますけど、内容、対図番号については、こちらの、ちょっと見づらいんですけど、①とか②の番号を記載するようになっておりますことから、今回もそのように同じように記載をしているところでございます。

○委員（4番 君） ちょっとこの付図、付図ナンバー入れとらんもんやき、非常にわかりづらい。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 貴重な御意見ありがとうございます。確かに計画書につきまして、表については、対図番号というふうに書かさせていただいております。また、図面については、付図番号というふう非常にわかりにくい表記、皆様にはわかりにくいかなと思っております。今いただいた意見につきましては、例えば、備考の欄につきまして、付図1号の対図番号1のような形というような記載というふうに変更、もしこの場で御指摘いただいたということで変更させていただくのであれば、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員（4番 君） 備考にその付図ナンバーだけ入れてもらえれば、両方見てわかりやすいかなと思えますので、お願いします。

○議長（ 君） ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（4番 君） 済んません。15ページの第6の農業を担うべき者の育成・確保・施設の整備計画ですけど、明確にどんな人がどういう施設を今後つくるんかというのが非常にわかりづらいと思うんですけど、澁田委員あたりの努力もあって、新しいイチゴ栽培に取り組むような人が何人か公募者として出てきていますし、施設の場所あたりの特定はちょっと難しい

だろうと思うんですけど、何かこの農業就業者育成・確保・施設の整備計画の方向が全く見えな
いというか、現状として、そういう新規就農者でイチゴ栽培で取り組む人が今出てきているとい
うのが現実ですし、高収益栽培あたりの希望者も、毎年予算枠内を超えるような希望者がある
というふうにちょっと聞いておりますんで、何かその辺が少しこういう計画の中で出せるのかな、
あらわせるのかなという気がちょっとしますけれども、そういうものをあらわす内容にはなっ
ていないのかなとも思うし。

○議長（ 君）　ちょっと休憩します。

午後4時51分休憩

.....
午後4時52分再開

○議長（ 君）　再開します。

どうぞ、事務局。

○係（ 君）　先ほどの質問にお答えさせていただきます。

一応こちらの施設については、記載内容について、新規就農者及びその確保のための農作業体
験施設であったり、就農支援施設ですね。あと情報通信施設等の整備状況を記載するとなっ
ておりますので、ビニールハウスはこれには該当しないんじゃないかと考えております。

○議長（ 君）　事務局。

○係長（ 君）　補足させていただきます。

今説明がありましたように、今、主に古賀市のほうで考えているのは、これに当たるのは、ま
ず就農するための研修等の施設であり、新規就農者のもので、であり、実際就農を始めた方のハ
ウスやほかの施設というものは該当しないのではないかと判断しておりまして、この
ような記載という形にさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君）　ちょっといい。そしたら、農協あたりで新規就農で勉強会しよるのは、
その施設で入らんのかい。北部プラザあたりは。そういう言い方すれば、それは入ってくるんじ
ゃないかな。そりゃ古賀市としては違うかしらんけど。どうぞ。

○係長（ 君）　今、実際、新規就農に関します支援におきましては、次世代人材育成支
援事業というものがございます。その中に準備型に当たるものと、実際に営農型、営農というか、
就農を始めて、開始型というものがございますけれども、実際は、古賀市のほうに上がってき
ます準備型、就農するまでに当たる研修等をまだ受けられているという情報が全くないとい
うことから、今回も外させていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（4番 君） この第6の1の農業を担うべき者の育成・確保・施設の整備の方向の文面の中に、例えば、3行目からですね。担い手の効率的な経営が行えるように、うんぬんで近代化施設の整備を推進するとともに、プロとして農業意識醸成を促しながら、認定農業者に強く努める必要があるという、そういう方向性が入っておるんで、私は、これに伴う、伴うというか、そういう計画のための施設の方向かなというふうにちょっと理解したもんですから、先ほどのような質問をしたんですけれども、だから、あくまでも農業者の育成のための研修施設等のことをここに書くのであれば、それは入らんだろうと思いますけど、せっかく先ほど説明したような、イチゴを担う、栽培するような就農者の人が出てきとるという事実があるし、それは具体的にもう何名か動きもあるし、何かそういうものが少し具体的にこういう計画の中に出せんのかなという気がちょっとしたもんですから、ちょっと意見として言いました。

それから、今言うように、2番目の表にそういうものを書くことになれば、それはもうそこまで入れる必要はないと思うけど、何か少し抽象的な表現しかなくてないんで、せっかくこうやってできよるのを、少しこういう計画の中に財政持たせたら、少し入れられるのかなという気がちょっとするんで、表にはこだわりませんが、文面でもいいんです。何か触れてほしいなという気がします。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） こちらは、基本的には……。申しわけありません。基本的には、この計画書のおおまかなつくり方としましては、国のほうから示されているものになります。それにあわせ、古賀市のほうもそれに準じた形で計画書を作成させていただいております。この内容については、県からの指導等をいただいているところでありますので、ただいまいただきました御意見につきましては、どういうものが当たるのかというところを再確認、県のほうとしまして、今後そういうものが当たるのであれば、追記をさせていただきたい。追記といいますか、この表の中に加えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○委員（4番 君） よろしくお願ひします。

○議長（ 君） ほかにないですかね。

○委員（3番 君） 済いません。今言われていますが、何ですかね、県やら市の方向の方の、何ですかね、机の上の、上からの、何と言ったらいいかな。素人思いますが、きょう、ある程度新規農業従事者の方とディスカッションされて、新しく始めたいばってん、こんな施設が欲しいとですやら、何かそんな人の意見を吸い上げて、ちょっと反映させてもらうたら、いい施設ができるっちゃんかろうかと思いますが。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今、農区の座談会で地域をまわらせていただいています。人・農地プランでも意見交換をさせていただいています。そこで出された意見酌み取って、今後検討していきたいと思います。

○議長（ 君） ようございますか。（発言する者あり）ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（12番 君） 質問なんですけども、前回の平成26年度に見直されて、同じような計画書の中で、5年後の目標という形で掲げられた計画書があると思うんですけども、それに対する結果、5年後、実際目標として出てきた数字に対して、実際どうなったのか。それを踏まえて、向こう5年間、この数字何億ですということが出てきたのか。そこの新たに計画というところを出されていますけども、前回から比べて、実際現状こうでしたというものが、何か数字といますか、もちろんこの計画書に載る話ではないと思うんですが、26年度時点からの現況、そして目標、実際どうだったんでしょうかというところは、何か数字として捉えていらっしゃるのであれば、教えていただければと思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 今の質問に答えさせていただきます。
ちょっと済いません。

○議長（ 君） ちょっと休憩しましょうか。

○係（ 君） 済いません。

○議長（ 君） なら、わかるまで休憩します。

午後5時02分休憩

.....
午後5時25分再開

○議長（西 茂太郎君） では、再開します。

事務局。

○係長（瀧本 佳規君） 先ほどの長崎委員の御質問にお答えしたいと思っております。

委員おっしゃるとおり、これまでの前回の5年間、前回の5年前の計画を踏まえての今回の計画見直しであろうということでございます。確かにこの計画につきましては、過去5年間、またそれより前、現在の状況を踏まえた古賀市の農業、農家さんの状況を踏まえて策定していくものでございます。実際この計画を練る上で、この5年間を踏まえて、いろいろ事務局、市のほうで考えてまいりました。実際この計画に載っておりますように、実際の農業の就業人数が減ってあったり、また農地の面積、非農地がふえて、農地、農振農用地の面積が減っているというような

ところが、本当に現状として厳しい状況としてあるかと実際思っております。そのような点も踏まえる中で、また、いい点としましては、この5年間で新規就農者が5名ほど上がってきていることや、今回の計画のほうに上げさせていただいておりますように、薦野、清瀧のほうでは基盤整備を進めていきたいというようなお声も上がっております。このような点も踏まえてでの今回の計画になっておりまして、実際にどの点がどのように変わったのかという細かい御説明まではできないところではございますけども、そのような形で作成していきたいと思っておりますし、策定しておりますし、また今後、次回の計画につきましても、そのような点を踏まえての計画にしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○委員（8番 安武 昇君） 計画見直し案を今回6回目になるわけですが、計画見直し案も今回で6回目ということで、30年にわたっての農業の政策、状況があつてわかるわけですけど、今回発行されました農業委員会だよりも、ちょっと読ませてください。「昭和40年に2,490人いた農業者人口は、平成27年度には520人、約5分の1に減少し、また、経営耕地面積も1,312haから449haへ3分の1に減少しました。こういう現状を見まして、現在の私どもの農業の周りを見てみますと、もうほとんど農業をやっている方が高齢の方ばかりで、新規に農業をする人が本当いないわけですね。このような中で、今までの国からの施策をそのまま市農業委員会で検討して、こういう策定をしたということは、ちょっと今からの農業を見た場合、とんでもない変化が起こってくるのではないかなと思うわけですね。そういう意味からしましても、若い人たちが取り組みやすい施策を、もっと古賀市独自の施策を盛り込んだらいいかなと思います。特に小野地区の清瀧地区では区画整理事業ありますけど、今見ておりましても、かなり高齢の方ばかりで、特に、やはりせっかく古賀市にはイチゴの生産者たくさんおられますので、若い方があそこに何人もハウスを建てられて、一緒に共同で出荷計画もされて、そのような若い人が取り組みやすいような農業施策、古賀独自の施策を考えたらいいかなんではないでしょうか。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。何か事務局、答えは。事務局。

○係長（瀧本 佳規君） 貴重な御意見ありがとうございます。古賀市のほうも、農業次世代人材事業の対象者等を中心に、新規就農者等の御意見をいろいろ伺っているところでございます。なので、こちらの新規就農者を中心に、また若手の農家の方の御意見を今後いろいろ取り入れながら、さらに計画等をまた今後の施策に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（5番 矢野 博昭君） 今回の古賀市農業振興地域整備計画書、議案として上がっていませんけれども、農業委員会の意見を聞くということですから、この計画書の議決要件にはなっていないと思うんですね。それで、いろいろ皆さんから意見・質問等もありましたけども、そういうものがこの文書の変更等に反映できるようであれば、そのようにやっていただきたいと思いますし、それぞれ15ページの整備計画方向性とかいうの、それに該当するかどうかも調査するということですけど、もしもならない場合、注釈でどういう施設なのかということの説明に入れていただければ、わかりやすいかなと思っていますね。そういうことで、今回の議案については、私は、いわゆる各農業委員さん等のこの整備計画に対する意見、御質問も踏まえて、事務局が農業委員会の事務局として、この整備計画、今度2月17日に協議会がありますけど、それにも出て、修正なり、そういうことを加えていただいて、そこにまたお諮りするというふうに捉えているんですけども、事務局の考えとしてもうちよっと、一回整理いただきたいと思います。

○議長（西 茂太郎君） 事務局。

○係長（瀧本 佳規君） 貴重な御意見ありがとうございます。ただいま御意見いただきましたように、この計画につきましては、古賀市のほうが農業委員会のほうに意見を聞くというようなものになっております。なので、審議として可であるか、不可であるかというような形にはなりにくいものかと思っておりますけども、ただいまたくさん貴重な御意見をいただきました。これにつきましては、基本的なところの内容については、おおむね変わらないと思っておりますけども、いただいた意見でつけ加えなきゃいけない言葉であったり、文字であったりというものはつけ加えさせていただいて、今後、農振協議会であったり、その他の関係機関のほうには提示をさせていただきたいと思っておりますし、修正しました部分についても、次回以降の農業委員会のほうでお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。ほかにないですかね。どうぞ。

○委員（4番 渡 孝志君） 要望を一つお願いしたい。例えば、11ページに、第4の農業経営の規模の拡大、農用地等の効率的・総合的利用の促進というのがあります。この計画の中に、土地利用、園芸含めてですけれども、法人化という、法人化なり、営農組織の育成なり、そういう組織育成の言葉が全然出てきていません。要は、私ども今、法人化をつくって、利用権設定で20haほど集積もしていますけども、やっぱり農地の利用促進の中に、そういう法人化だとか、営農組織での農地の集積だとか、利用だとか、農業経営上の運営もそうだと思うんですけど、その辺はやっぱり方向性の中でも触れられんのかなという気がします。園芸関係で法人化されている方もいらっしゃるし、例えば、今度、薦野でもし圃場整備事業が終了すれば、何らかの組織がやっぱり動き出すんじゃないかなという気もしております。既に谷山山田、谷山、薦野南部

では2つ法人化もできていますし、それ以外は、今後、古賀市の農業の中でやっぱり担う役割というのは結構重要じゃないかなという気もしておりますし、新たに営農組織ができる地域も、検討されている地域もあるというふうには聞いております。その辺が少しこの総合計画の中に反映されればというか、そういう計画になればいいなという気がしますので。

それから、もう一つ具体的には、11ページの表は個別経営だけなんですよね。一番右側に流動化の目標面積等ありますけど、ここに何の数字が入ってくるのかちょっと私もよくわからん、まあわからんまま聞いておりますけど、例えば、法人化なり、営農組織化なり、そういうものがここに入ってくるとすれば、流動化の面積あたりが少しあわせられるのかなという気もするし、その辺含めて、方向性の中に入れていただければという要望をいたします。

以上です。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。事務局。

○係長（瀧本 佳規君） ありがとうございます。ただいまの御意見なんですけども、ちょっと御説明になるかちょっとあれなんですけども、11ページの第4の農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進計画という大きな表題がございます。その12ページの2番、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策ということで、①からずっと並んでいるんですけども、13ページの7番を見ていただければというふうに思っております。市内に法人化、今の御質問、御指摘に合うものかどうかというのはわからないんですけども、生産組織は効率的な生産対応を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体の経営発展母体としても重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図るものである。そのため、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、人・農地プラン作成事業とあわせて、法人形態への誘導を図るといような形でちょっと示させていただいているところでございます。ただいまの御意見に合うものかどうかはわかりませんので、こちらの内容と違っていれば、さらに御意見いただければなというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） ようございますか。（発言する者あり）ほかにないですかね。どうぞ。

○委員（10番 青谷 富彦君） ちょっとおたずねします。1ページですが、1ページの下の方の表に、農用地の現在の601ha、目標570ha、31haの減というようなことで、5年間でおおよその減少になるということを見込んであるとでしようが、この1ページの真ん中ぐらいに、国道インターチェンジ、古賀インターチェンジ周辺、国道3号、そういういろいろのところあたりに、開発とか何とかいうような計画あたりがあった場合、向こう5年で31haぐらい農用地が

減りますというようなことを言っておられるのかどうか、ちょっとお尋ねしますが、市長の挨拶でいつか聞いたと思いますが、何か今在家周辺あたりを開発とか何とかいうようなことも言われておったようでございますもんで、古賀市の、中段ぐらいに書いてありますが、マスタープランですね、総合振興計画。この関係の答申、地域整備計画の整合性、その辺をどういうふうにご考えておったということを教えていただきたいと。

○議長（西 茂太郎君） 事務局。

○係長（瀧本 佳規君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

こちらの1ページの表につきまして、ちょっと説明が不足していたかと思えます。これを見ると、現在、平成30年現在のところ、平成30年と書いてある数字、また目標が570haというふうに書いてありますので、今後の目標というふうな何かニュアンスになってくるかと思えますけれども、実際は、570haというのが現在の農地等の合計数というふうな形になっていきます。なので、目標と書いてあるので若干難しいところではあるんですけども、先ほどおっしゃられた、これからの計画、いろいろな開発計画等についての数値は、これには含まれていないというところでございます。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） ようございますか。

○委員（10番 青谷 富彦君） といいますと、これから5年間の間に大規模開発とか何とか、そういうふうなあれが仮に出た場合は、また農振促進協議会か。そこで、まあ農業委員会もそちらにかかりましょうが、そこで新たに出てきた開発計画あたりを審議して、除外OKとか、あとはそういうふうなことになっていくんですかね。

○議長（西 茂太郎君） 事務局。

○係長（瀧本 佳規君） おっしゃるとおりでございます。基本的には、農振農用地は確保していくという考え方のもとになりますことから、本来であれば、この570haというふうな面積というのは、そのまま保たれるというところが本来のところでありまして、逆に言えば、もっとふやすべきじゃないかというふうなところも、もしかしたら御意見あるかと思えます。ただし、やはり個別の案件での除外であったり、大規模開発等の案件というものが今後5年間出てくることもあるかと思えますので、その件については、個別として上がってきまして、農業委員会また関係機関に御意見を伺うというふうな形で、計画変更の申し入れをさせていただくというふうな形になると思えます。

以上であります。

○議長（西 茂太郎君） どうぞ。

○委員（10番 青谷 富彦君） わかりました。現在、令和元年の12月現在でも5万

9,000人ぐらいの人口が、来年、令和3年には6万5,000人というようなことで、ちょっと大きくふえるようですから、私は、どっか農地を大規模開発か何かされて、住宅開発か何かされるのかなというようなことをちょっと聞きましたもんで。

○議長（西 茂太郎君） ようございますか。

○委員（10番 青谷 富彦君） はい。

○議長（西 茂太郎君） ほかに何かないですかね。

○委員（19番 青柳 茂君） よく団塊の世代が2025年で全員後期高齢者になられる、いわゆる戦後のベビーブームで生まれた、今、大体70歳から73歳ぐらいの方々、この方々の、もう非常に、人口ピラミッドで言えば、非常にバクッと膨れている。この方々がみんな75歳以上になると。農業関係の世界でも同じだろうと思うんですね。一気に今から5年で高齢化が進んでいくということですから、この5年間というのは非常に、何と申しますか、大きな変化の時期になる。そうしますと、この5年計画の農振計画、はっきり言います、農業委員会がつくるとかいう話ではなくて、先ほど出ましたように、あくまでも意見をいただくと。市長を初め、市の執行部のほうでつくと、行政でつくとというのが、法律にのっとったやり方でございますので、そのところはちょっと踏み間違いないようお願いしたいと思います。いずれにせよ、この5年間の計画をいかにスムーズに進めていくかというところで、例えば、行動計画をつくるとか、精密なスケジュールをつくるとか、予算も、これ待ったって、予算は絶対出てこない。あくまでも予算というのは、要求しない限りはつかないということですから、しっかりとした予算の要求も出していただくと。この辺のところをぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（西 茂太郎君） ありがとうございます。ほかにないですかね。——なければ、第4号議案、採決とらせてもらいたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 茂太郎君） この案件に関して、農振協議会として……（発言する者あり）農振計画を、今回の来週のあるで更新すれば、いろいろな意見が出たことを慎重審議しながら、事務局と協議しながら、農業委員会としてこれでやっていこうという答申で一回とめますので、それようございますかな。議案第4号について賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（西 茂太郎君） 全員賛成。ありがとうございます。

午後5時49分閉会